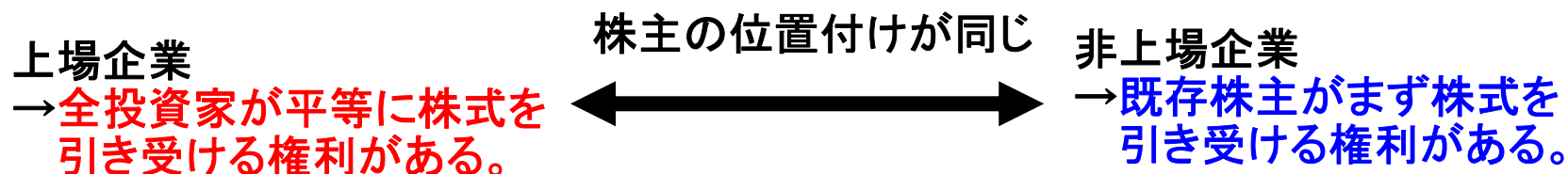


株式市場の投資家の上場企業に対する位置付けは、既存株主の非上場企業に対する位置付けと同じである。



極端に書けばこうなります。↓

	上場企業	非上場企業
募集株式発行の手続き	市場(公募)のみ	株主割当てのみ
引受先	市場の投資家のみ	既存株主のみ
発行価額	市場価格のみ	全く自由
証券の取引	市場内でのみ	全く自由

非上場企業の新株式発行の場合に「株主割当て」によらなければならない(第三者割当てではできない)理由は、「株主平等の原則」に従い、既存株主の持分比率的利益や経済的利益を当然に保証せねばならないからです。ところが、株式が上場している場合は、単なる株主保護ではなく「投資家保護」の方に相対的に重点が置かれてくるわけです。「株式市場では投資家は皆平等なのに、なぜ既存株主に優先的に株式を引き受ける権利があるのだ」という話になるわけです。既存株主の利益が特段に保護されるというのは、証券取引規制上、投資家保護に観点に反するでしょう。したがって、上場企業の新株式発行の場合は、市場内のみすなわち「公募」によらなければならないのです。上場しているか非上場かで、証券取引における株式の性質や利益保護の視点が根本から変わると考えねばならないわけです。非上場企業において「株主割当て」により新株式を発行する場合は、発行価額は全く自由です。なぜなら、全株主が平等に株式を引き受けますから、発行価額は問題とならない(いくらであっても不公平は全く生じない)からです。もちろん、「株主割当て」実施後、既存株主が新株主に株式を譲渡することは全く自由です。新株主の出資を受け入れたい場合は、第三者割当てではなく「株主割当て→改めて株式譲渡」という二段階を踏まねばなりません。